重要事項説明書

軽費老人ホーム　　ケアハウス　ロータス桑野
（令和６年４月１日現在）

1．施設の概要
（1）施設の名称等
・施設区分　　　　軽費老人ホーム
・施設名　　　　　ケアハウス　ロータス桑野
・施設長　　　　　中島　美智子
・開設年月日　　　平成 12 年 12 月 2 日
・所在地　　　　　〒702－8002　岡山市中区桑野 486－12
・電話番号　　　　086－276－9801
・ファックス番号　086－276－9818
（2）施設の目的と運営方針
目的
老人福祉の理念の遵守を通じて利用者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。
運営方針
ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、生活の場として高齢者の特性を配慮した住みよい住宅を提供し、利用者の自主性の尊重を基本としながら日常生活上必要な便宜を提供し、入居者が健康で明るい生活ができるよう配慮していくものとする。
（3）施設の職員体制
・施設長　　　　1 名
・事務員　　　　1 名（施設長兼務）
・生活相談員　　1 名（社会福祉主事）
・介護職　　　　4 名
・栄養士　　　　1 名
（4）利用者の定員等
①定員は５０名とする。二人部屋６室　個室３９室
利用年齢は６０歳以上　二人の場合は三親等以内でいずれか一方が６０歳以上であれば利用できる。
②利用料金
・別紙利用料金表参照
③支払方法
・初回は振込、後は銀行引き落としとする。

２．利用者に対するサービス内容

①個別サービス計画書の立案

②食事のサービス

	食　費（日額）	食 事 時 間
朝　食	１５０円	午前　　７時３０分～８時３０分
昼　食	２５０円	午後　１２時００分～１時３０分
夕　食	２５０円	午後　　６時００分～７時３０分

※温かい内に美味しく食べて、職員の片付け等の為に早目に降りて頂く様にご協力お願いします。

③食事はセルフサービスで、原則として食堂を利用していただきます。

④欠食・喫食・ゲスト食を希望する場合、３日前までに食事箋を提出して下さい。食事箋は受付に置いてあるので職員に声をかけて下さい。原則として自分で記入して下さい。

⑤入浴は１階大浴場で毎日午後４時～６時、午後８時～１０時までとなります。入浴に際しては、他の入居者も利用する事を考え、清潔の維持に留意して下さい。

⑥理美容は毎月第３日曜日午前８時３０分から理美容室にて自己負担でお願いします。

⑦季節ごとの行事や毎月の教室（費用が掛かる場合は自己負担でお願いします。）

⑧相談援助

３．日常生活上の規律・留意事項

①外泊…事前に宿泊先及び帰着予定日等を届出用紙に記入して提出して下さい。用紙は受付にあります。

②部外者の利用…外来客を宿泊させる時は訪問者宿泊届を記入して提出して下さい。食事の提供もできます。但し、実費として食事代は負担になります。ゲスト食の場合も３日前までに食事箋に記入して届け出て下さい。

③外部からの来訪者があった時は来訪者名簿に記入して下さい。

④次のような行為はご遠慮ください。

・喧嘩、暴行、中傷、口論、差別、泥酔、他人に迷惑を及ぼすこと。
・建物、備品、樹木等を損傷すること。
・施設の許可を得ないで犬、猫、鳥等のペットを飼育すること。
・無断で外泊したり、門限（午後９時）を守らないこと。
・施設内において宗教活動や政治活動を行うこと。
・危険物、可燃物を持ち込むこと。（ローソク、石油ストーブ、カセットコンロ等火気類は使用禁止です。）
・無断で他人の居室に入ること。
・入居者間で金銭の賃借をすること。
・その他、施設の秩序や風紀を乱すなど、共同生活にはなはだしく支障を及ぼすこと。

⑤専用居室

・居室の清掃等日常的な維持管理は入居者が行います。ヘルパー等在宅福祉サービスの利用も出来ます。清潔を心がけ、環境衛生に留意し、気持ち良く生活できるように。

・テレビ、ラジオ等音響機器は他の入居者の迷惑にならないようにして利用して下さい。

・バルコニーは他の入居者のプライバシーに十分注意し利用して下さい。又避難経路にもなるので物を置く時は注意して下さい。

・居室内の備品が故障した時には、速やかに事務所に届けて出て下さい。

⑥廊下は入居者全体の通路でもあり、又火災等非常時の避難路でもありますので、その障害となる荷物等は置かないで下さい。

⑦ゴミについて…燃えるゴミ、燃えないゴミと分別し袋に入れて畑入口のゴミステーションに各自で出して下さい。（詳しくは「ゴミの捨て方のお願い」をご覧ください。）

⑧洗濯

・バルコニーに洗濯機置き場があります。1階のコインランドリーもご利用できます。
　コインランドリー　１回／３００円　乾燥機３０分／２００円

・早朝、深夜等お互いの迷惑となるような時間の洗濯はご遠慮下さい。（朝は７時以降）

⑨玄関

・門限は午後９時です。
　やむを得ず門限時間以降の帰所となる場合には施設に連絡を下さい。

・午後９時から翌朝７時までは正面玄関は閉まります。

⑩郵便・新聞等

・郵便物は利用者各自の郵便受けに配達されます。郵便物を発送される時は郵便受けの横にポストがあります。郵便局の配達の方が持っていって下さいます。

・新聞は職員に言って下されば連絡します。郵便受けに配達されます。

・牛乳等は職員に言って下されば連絡します。居室玄関に配達されます。

４．防災・防犯等について

①敷地内は禁煙、仏壇の線香、蝋燭は禁止・コンロ・アイロン・こたつなどの消し忘れのないよう火災防止に十分注意して下さい。

②所定の器具及び指定場所以外での火気の取扱いは厳禁にします。

③急病又は火災等、非常事態が発生した場合には、直ちに職員に連絡をして下さい。

④施設で実施する防災訓練や避難訓練には積極的に参加をして下さい。

⑤災害発生の場合は、職員の指示に従い、予め指定された経路に従って避難して下さい。

⑥災害発生時はエレベーターの使用はできません。

⑦電気器具を使用する場合は、予め施設に届け出ると共に、安全性を確かめておいて下さい。

⑧ストーブ等の持込みは防災上危険ですのでご遠慮下さい。

⑨居室内の個人の金品の紛失等については、施設側での責任は負いかねますので、貴重品を

紛失したりすることのないよう、日頃よりその保管には十分注意して下さい。

⑩保険証、医療費受給者証、健康手帳、病院に受診する際に必要な物は一括して分かりやすい場所において下さい。

５．非常災害対策

・防災設備：自動火災報知設備、スプリンクラー、消火器、消火栓等

・避難訓練：年２回

６．緊急時における対応方法等

入居者の病状等の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに医療機関へ連絡すると同時に家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

７．事故発生時の対応

施設は入居者に対する処遇により事故が発生した場合には速やかに市町村、入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

８．秘密保持

当施設とその職員は当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入居者又はご家族様等に関する個人情報の利用目的を別紙１の通り定め適切に取り扱います。

９．虐待防止のための措置

施設は入居者の人権の擁護及び虐待等の防止するために、責任者を選定し、職員に虐待防止啓発のための定期的な研修を実施するなど、虐待防止のための適切な措置を講じます。

「虐待防止に関する責任者」施設長　中島　美智子

１０．成年後見人制度の活用支援

施設は入居者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ成年後見人制度を活用できるように相談及び支援を行います。

１１．禁止事項

当施設では多くの方に安心して生活を送って頂くために入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

１２．親睦会について

当施設では入居者の快適で心身ともに充実した生活の実現のために必要な事項について､意見を交換する場を設けています。

・毎月第３土曜日　午後２時半より食堂にて開催します。親睦会費３００円
・詳しくは「ケアハウス　ロータス桑野運営親睦会細則」をご覧ください。

１３．苦情等の相談及び苦情解決体制の整備

要望、苦情等生活相談員（社会福祉主事）藤岡佐千子がおります。お気軽にご相談下さい。又、エレベーター横に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。公的機関での苦情相談、苦情処理窓口もございます。

【連絡先・窓口】

苦情解決責任者：施設長　　中島　美智子
第三者委員：中島　聖恵（前施設長）
連絡先（０８６）２７４－１５１９
黒田　恵子（評議員）
連絡先（０８６）２６４－２３３０
岡山市高齢者福祉課
連絡先（０８６）８０３－１２３１

１４．入居者からの解約

当施設に対し、退去の意志表明をすることにより、本契約に基づく入居利用を解除・終了することができます。但し退去届を提出することが必要です。退去届は退去日より１ヶ月前に提出をお願いします。

１５．当施設からの解約

当施設は、次に揚げる場合には、入居利用を解約することができます。

①入居要件に関して虚偽の届け出を行って入居したとき。
②利用料を２ヶ月以上支払わないとき。
③サービス費の減免にあたって、故意に虚偽の届け出を行ったとき。
④施設の承諾を得ないで、施設の建物や付帯設備の造作、模様替えを行い、かつ原状回復を行わないとき。
⑤個別の日常生活上の援助（調理を除く）又は介護を必要とする状況にも関わらず、それらを受け取ることができないとき。
⑥金銭の受理、各種サービスの利用について自分で判断できなくなったとき。
⑦その他の共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき。
⑧施設内において宗教、政治活動を行ったとき。

１６．賠償責任

施設は、入居者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとしています。

入居者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、当施設に対して、その損害を賠償するものとしています。

１７．その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。